

郡山市庁舎内食堂出店業者選定委員会設置要綱

平成24年11月16日制定

平成26年4月1日一部改正

[総務部総務法務課]

(目的)

第1条 この要綱は、市民サービスの向上の一環として、庁舎内の食堂を利用する者に対し、地元の食材を有効に活用し、地産地消に努める食事を安定して継続的に提供することができる業者を公正及び公平な方法により選定するため、郡山市庁舎内食堂出店業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 庁舎内の食堂の出店する業者の選定に関する事項
- (2) その他庁舎内の食堂の出店に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、総務部長、総務部次長、総務法務課長及び市民を代表する者2人の計5人で組織する。

2 委員会には、委員長を置くものとし、委員長は総務部長をもって充てる。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する者がその職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員又は委員であった者は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部総務法務課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。